

# 別紙 3



別表2 全国展開することとなった規制の特例措置

注) 「市町村」には、特別区を含む。

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
411	劇場等における誘導灯及び誘導標識に関する基準の特例適用事業	<p>特区内において、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「政令」という。）別表第1（1）項イに掲げる劇場等を設ける場合、当該区域の消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長の政令第32条に基づく判断に当たってのガイドラインとして、次の要件を満たす場合には、当該劇場等の避難階における避難口に関して誘導灯及び誘導標識の設置及び維持に係る政令第26条の規定を適用しないことができること等について、通知により示すこととする。</p> <p>【要件】次の1. から5. までの条件に該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当該避難階の床面積が500平方メートル以下であり、かつ、客席部の床面積が150平方メートル以下であること。</li> <li>2. 客席部に直接面する避難口を二以上有し、当該避難口が客席の各部分から容易に見通し、かつ、識別できるとともに、歩行距離20メートル以下であること。</li> <li>3. 劇場等の屋外に避難した在館者が、当該劇場等の開口部から3メートル以内の部分を通ることなく安全な場所に避難できること。</li> <li>4. 火災時に自動火災報知設備の感知器の作動と連動し、手動でも直ちに点灯することができ、かつ、出入口を十分な明るさで照らすことのできる照明器具（非常電源付）を避難口すべてに設置するとともに、上映中は当該避難口に係員を常駐させること。</li> <li>5. 上映前等に、係員から在館者に対して避難口の位置等に関する案内説明を行うこと。</li> </ol>	全部	<p>特区における規制の特例措置の内容・要件を踏まえ、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）を改正することにより、全国展開を行う。</p> <p>なお、左記の要件については、係員の常駐、係員からの説明等を見直すこととする。</p>	<p>消防法施行規則の一部を改正する省令（平成20年総務省令第55号）</p>	<p>平成20年4月30日施行（措置済）</p>	総務省